

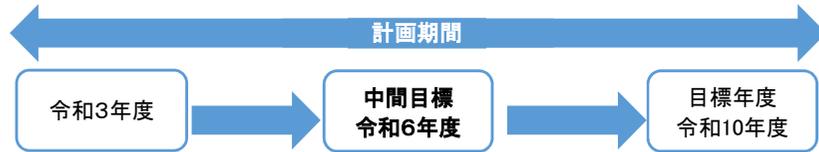
# 1 ごみ処理基本計画

## (1) 計画策定の背景及び期間

国では、SDGsの考え方を踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画」「食品ロスの削減の推進に関する法律」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」「プラスチック資源循環戦略」が策定されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指しています。

本計画は、令和3年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「計画（改訂前）」といいます。）の中間目標年度を迎えるにあたり、取り組み状況等を評価のうえ、循環型社会をめぐる社会情勢の変化や法改正等を考慮し、見直しを行うものです。

本計画の期間は、八千代市第5次総合計画の計画期間と整合性を図り、令和3年度から令和10年度までの8年間となっています。



## (2) ごみ処理の目標と施策

基本目標			
自然環境にやさしい「再くる都市 八千代」を目指して ～市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会～			
基本方針1		基本方針2	
市民・事業者・行政で連携する4Rの取り組み		環境負荷の少ない適正処理・処分の実施	
指標	R5年度実績値	R10年度現状推移	R10年度目標値
①ごみ総排出量	54,282 t	53,039 t	51,008 t (49,469 t)
②1人1日当たりのごみ総排出量	720.1 g	691.1 g	664.6 g (664.6 g)
③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）	472.7 g	459.3 g	421.6 g (426.3 g)
④事業系ごみ排出量	11,139 t	10,730 t	9,908 t (9,235 t)
⑤1人1日当たりごみ焼却対象量【新規】	605.2 g	576.6 g	529.8 g
⑥リサイクル率	17.9 %	18.6 %	22.6 % (23.2 %)
⑦最終処分量	4,033 t	3,174 t	2,800 t (2,627 t)
⑧廃棄物分野からの温室効果ガス排出量【新規】	24.4 千t- $CO_2$	24.3 千t- $CO_2$	21.4 千t- $CO_2$

※各指標の下段の（ ）内の数値は改訂前の目標値です。



基本方針	具体的な取り組み				
基本方針1 市民・事業者・行政で連携する4Rの取り組み	Refuse (リフューズ) [発生抑制・断る]	市民の取り組み	(1) レジ袋や包装紙などの容器包装ごみの発生抑制 (2) 使い捨て品の使用抑制 (3) 紙ごみの発生抑制		
		事業者の取り組み	(4) ごみの発生抑制を考慮した事業活動		
		行政の取り組み	(5) 情報提供、啓発活動		
	Reduce (リデュース) [排出抑制・減らす]	市民の取り組み	(6) ごみ分別の徹底 (7) 食品ロス削減 (8) 生ごみの水切り (9) ごみ分別の徹底		
			事業者の取り組み	(10) 発生源における排出抑制 (11) 食品ロス削減 (12) 販売体制の見直し	
		行政の取り組み	(13) 情報提供、啓発活動 (14) 食品ロス削減 (15) 多量排出事業者及び大規模事業所への立入検査 (16) ごみ分別の徹底 (17) 資源化の推進		
			Reuse (リユース) [再利用]	市民の取り組み	(18) 長期使用の推進 (19) 詰め替え品の購入
				事業者の取り組み	(20) 再利用の推進 (21) 再利用できる体制の確保
		Recycle (リサイクル) [資源循環]	行政の取り組み	(22) 情報提供、啓発活動 (23) ごみ分別の徹底 (24) 再生品の利用推進 (25) ごみ分別の徹底 (26) 資源回収の推進 (27) 情報提供、啓発活動 (28) 資源化の推進 (29) プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集並びに再商品化【変更】 (30) 再くるくん協力店の充実 (31) リサイクルフェアの実施 (32) 集団回収の支援	
			その他廃棄物処理に係る行政の取り組み	(33) ごみ処理に関する情報発信 (34) 八千代市廃棄物減量等推進審議会の活用 (35) 八千代市廃棄物減量等推進員制度の活用 (36) 環境学習の推進 (37) 適正な処理体制の確保 (38) 適正処理困難物への対応 (39) 不法投棄等の防止対策の強化 (40) 資源物持ち去りの防止対策の強化 (41) ゼロカーボンシティの推進【変更】 (42) 災害廃棄物への対応 (43) 超高齢社会等への対応 (44) 感染症等への対応	
	基本方針2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施			収集運搬計画	(45) 効率的かつ適正な収集を行うことができる体制の構築
				中間処理計画	(46) 適正な中間処理を行うことができる体制の構築
				最終処分計画	(47) 計画的な最終処分 (48) 焼却残さの資源化

## 2 生活排水処理基本計画

### (1) 計画策定の背景及び期間

本市では公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及啓発等により、単独処理浄化槽世帯やし尿汲み取り世帯を減少させるよう、発生源対策を推進してきました。

その結果、市内の生活排水による汚濁負荷は軽減されてきましたが、全ての地域で生活排水の適正処理が十分に行われているとは言えず、大幅な河川の水質改善につながらない状況にあります。

本計画は、令和3年3月に策定した計画（以下、「計画（改訂前）」といいます。）の中間目標年度を迎えるにあたり、計画の見直しを行うものです。

本計画の期間は、八千代市第5次総合計画の計画期間と整合性を図り、令和3年度から令和10年度までの8年間となっています。

なお、令和5年度に千葉県全域汚水適正処理構想及び八千代市汚水適正処理構想の見直しが行われたため、本計画についてもこれらと整合を図り見直しを行います。

### (2) 生活排水処理の目標と施策

計画（改訂前）に引き続き、本計画における基本目標を以下のとおり設定し、市民・事業者・行政の三者が一体となって河川環境を保全していくことを目標とします。

### 基本目標

市民・事業者・行政の協働による河川環境の保全  
～恵みの沼を再び～

処理目標は、人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）で示します。生活排水処理人口は、し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口で、公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合計した人口になります。

今後の公共下水道の整備、接続の推進、合併処理浄化槽の設置促進により、令和5年度時点で97.6%である生活排水処理率を令和10年度に98%以上とすることを目標とします。

### 処理目標

生活排水処理率 98%以上

### 具体的な取り組み

公共下水道	(1) 公共下水道事業整備計画に基づく整備
	(2) 未接続者に対する公共下水道接続の推進
し尿汲み取り・浄化槽	(3) 衛生面に配慮した適正かつ円滑な収集運搬の実施
	(4) 適切な処理を維持するための施設の運転管理及びし尿等を流域関連公共下水道に投入する新たな施設の整備に向けた取り組みの推進 <b>【変更】</b>
	(5) 単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから高度処理型合併浄化槽への転換の促進
	(6) 災害発生時に迅速に対応・処理できる体制の確保
河川環境保全の啓発	(7) 生活排水対策の必要性や下水道及び合併処理浄化槽の利用促進に関する情報発信
	(8) 水辺の環境保全や発生源における水質保全対策の学習機会の提供
	(9) 水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした清掃活動などのイベント開催